

所管：環境省 環境再生・資源循環局

文書名：廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

リンク：<https://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf>

適用者：廃棄物処理業者、排出者(住民や※排出事業者)、地方公共団体
※医療関係機関や宿泊療養施設など

【記載項目抜粋】

本章 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策（16P）

1.新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の取扱いに関する留意点

(3)廃棄物の処理等における留意点

②処理作業等における対策	<p>＜作業前＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 朝礼や着替えの時等に他の人と十分な距離を取ることや、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気するなど、3つの密を避ける・ 手袋、マスク、ゴーグル、その他の個人防護具の適切な着用・ 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 <p>＜作業中＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 素手で廃棄物に触らない、手袋の脱着時に素手で手袋の外表面や顔に触れない・ 選別ライン等での対面での作業を避ける・ こまめに手洗いや手指消毒等をする・ 作業車の窓を解放し、換気する・ 休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、換気をするとともに、他の人と十分な距離を取り、マスクなしでの近距離での会話等は控える・ 産業廃棄物処理業者においては、電子マニフェストの使用等により、紙マニフェスト等の書類の受渡しや荷物の積卸しの際の人との直接的な接触の機会をできるだけ減らす <p>＜作業後＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 運搬車両や施設等で手や防護服等が触れた箇所の清掃及び 0.05%次亜塩素酸ナトリウムや 70%濃度のアルコール、新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれる家庭用洗剤、有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上）の次亜塩素酸水、遊離塩素濃度 25ppm 以上の亜塩素酸水（有機物の存在する環境下を想定）を用いた消毒等の実施（使用方法等の詳細については厚生労働省等のウェブサイト²²²³を確認のこと）・ 作業車については、運転席やハンドル、シート、ドアノブ、手すり、操作ボタン等を重点的に消毒
--------------	---

本章 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策（17～18P）

1.新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の取扱いに関する留意点

(2)廃棄物の排出における留意点

③宿泊療養施設からの排出時の取組

- ・ 運搬車両や施設等のうち手や手袋等の防護具が触れる箇所の清掃及び 0.05%次亜塩素酸ナトリウムや 70%の濃度のアルコール、新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれる家庭用洗剤、有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上）の次亜塩素酸水、遊離塩素濃度 25ppm 以上の亜塩素酸水（有機物の存在する環境下を想定）等を用いた消毒等の実施（使用方法等の詳細については厚生労働省等のウェブサイト²⁴²⁵を確認のこと）